

## 〈研究ノート〉

# アメリカ合衆国における保育問題の歴史 —E.ローズ『母親の仕事：保育の歴史 1890—1960』を中心に—

松 本 園 子

(2003年10月31日受理)

【キーワード】 アメリカ合衆国、保育問題の歴史、比較保育史、保育所制度、戦後期

### 要約

アメリカ合衆国の保育史研究は、まず、比較保育史研究の一環の意味を持っているが、筆者は、とりわけ、わが国の戦後保育所制度成立事情に関する研究を進めるうえで、同時期のアメリカ合衆国における状況を把握する必要性から関心をもっている。本研究の手がかりとして、本稿では、E.ローズの著作『母親の仕事：保育の歴史 1890—1960』をとりあげた。

まず、本書における歴史研究の視点が、今日的問題意識に基いていることに注目した。また、ケース記録を史料として分析する実証的研究方法を、本書の優れた特色として紹介した。ついで、本書に示されるアメリカ合衆国の保育問題の歴史の概要を、1)1890～1910年代、2)1910～1920年代、3)大恐慌期、4)第二次世界大戦期、5)戦後期、に分けて記し、最後に、保育の歴史研究の今日的意義について、ローズが述べるところを紹介した。

本書の研究方法や本書によって明らかにされたアメリカ合衆国における保育問題の歴史は、今後、わが国の保育問題史研究を進めるうえで、学ぶところ大である。

### はじめに

筆者（松本）は現在、アメリカ合衆国の保育問題の歴史について研究を進めており、本稿はその中間報告である。

ここではまず、Iで、筆者がアメリカ合衆国の保育史を取り上げる所以を明らかにする。IIで、本研究の資料であるE.ローズの著作の特色と意義に触れ、IIIで、この書に記されているアメリカ保育史の概要を紹介する。

## I アメリカ保育史研究の意義

### 1) 保育問題通史研究における比較保育史的研究の必要

幼稚園や保育所といった保育施設は、近代社会の産物である。近代以降の「子ども期」への注目と、労働、生活、家族関係の変貌が、乳幼児を保育施設に託す必要性と条件を生み出した。

保育施設には、専ら幼児の教育を目的とする「幼稚園型保育施設」と、乳幼児の保護・教育と父母の労働・生活の保障を目的とする「保育所型保育施設」という二つのタイプが存在するが、わが国においては、明治以降、両者が制度・政策的に二分されて発達し今日に至っている。前者の代表が、今日の「幼稚園」（学校教育法77条）であり、後者の代表が「保育所」（児童福祉法39条）である。

筆者は、このようなわが国における保育の歴史を、"乳幼児を保育施設に託す必要性と条件"の創出、変化・拡大の状況に注目して、いわば保育問題の通史として研究する必要があると考える。

というのは、筆者は、自身の保育史に関する個別研究の取り組み<sup>1)</sup>から、仮説的にではあるが、わが国の保育の歴史には、明治以降、今日まで、一貫した流れがあると理解するに至った。そして、今日の状況（少子化、保育需要の拡大、広範な子育て支援の必要）は、けっして特殊今日的なものではなく、その流れの中での当然の帰結として捉えるべきであると。そこから、今日の混迷状況を読み解き、将来の展望を見出すためには、通史研究が不可欠であると考えるのである。

従来、保育の歴史については、施設史、制度史、思想史、として研究されてきており、上記の意味での保育問題通史は未だ存在しない。筆者は、自身の今後の研究課題として、それに取り組みたいと考えている。

さて、保育問題通史研究に当たっては、当然、保育需要を生み出したわが国の経済、社会条件の分析と保育にかかわる施策や実施状況など、わが国の問題についてのさまざまな検討課題があり、それらを進めていかなければならない。

一方、諸外国、とりわけ日本と同様の近代産業国家における保育問題の歴史を比較検討し、近代国家としての保育問題の共通性と差異について考察することも、わが国の保育史研究を実り多いものとするであろう。アメリカ合衆国の保育の歴史研究は、第一に、このような比較保育史研究の一環である。

2

### 2) 戦後保育所制度成立との関係

第二に、アメリカ合衆国の保育について、筆者は特にわが国の戦後保育所制度成立との関係で関心を持っている。

わが国の「保育所」は、戦後の児童福祉法に「児童福祉施設」として位置づけされることにより、制度的に確立し、その後の量的拡大と質的改善をみてきた。

児童福祉法成立時（1947.12）の保育所規定は以下のようなものであった<sup>2)</sup>。

まず、「第二章 福祉の措置及び保障」で、保育所に関する市町村の責務について次のように規定している。

第24条 市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児又は幼児の保育に欠けるところがあると認めるときは、その乳児又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

また、「第三章 児童福祉施設」で、保育所の目的を次のように規定している。

第39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

ここでは「保育に欠ける」児童の福祉を保障するための保育所保育の実施についての国家（この場合は市町村）責任の明記（24条）の一方で、受け皿の「保育所」については、家庭事情などについての制限を設げず、すべての乳幼児に開かれた施設と規定（39条）されている。

その後の法改正により、市町村の責務はさらに強化され（1949年の第三次改正で24条末尾の「この限りではない」が、「その他の適切な保護を加えなければならない」と改められた）、一方では、39条の目的規定の中に「保育に欠ける」という文言が挿入され、対象がせばめられた（1951年の第五次改正）<sup>3)</sup>。

ともかく、児童福祉施設としての保育所が、すべての子どもに開かれた施設であり、一方で「保育に欠ける」子どもに対して、その入所を保障する強い国家責任がうたわれたことに注目したい。また、保育所が児童福祉の総合立法の中に位置づけられ、設置、運営の面でも、全国一律に、一定の水準が保障されたことの積極的側面にも注目しておきたい。<sup>4)</sup>

わが国の保育制度は、幼保二元体制の問題点、保育条件の不備など、種々の問題を持っているが、上記の内容が、1947年の時点で確立されたことは、世界的水準から見ても進んでいる。このように、半世紀前1947年の段階で、わが国においてこのような先進的な保育制度が成立したのは、いかなる背景があるのだろうか。

次の三点を背景として挙げておきたい。

第一に、わが国において、明治以降拡大してきた保育需要と、それに応じた保育の実施がとりわけ戦時下で進み、このような制度を要求するまでに到達していたことである。最近の拙著で明らかにしたように、こうした実態に関する調査・研究及び、それに基づく新しい保育制度の提案がすでに戦時中に存在した。<sup>5)</sup>

第二に、戦後期の民主的改革の機運の中で、新しい児童福祉の理念、女性の生き方についての新しい意識の拡大を背景に、新しい保育制度の実現を求める声が強かったことである。戦後期の民主保育連盟の活動と、この連盟が明らかにした児童福祉法についての要望にそのことが示されている。<sup>6)</sup>

第三に、戦後日本の社会福祉制度の整備・改革において、占領軍の意向は大きな影

響を及ぼした。それは、当時のアメリカ合衆国における社会福祉の水準を反映したものであった。したがって、保育所規定とその実際に対しても占領軍の意向が何らかの影響を及ぼしたことが推測される。しかし、その点を直接に確認できる資料は未だ見出せない。<sup>7)</sup>

したがって、アメリカ合衆国における戦中・戦後期の保育実態について検討することにより、わが国の戦後保育所制度成立への関与の有無とその内容についての、判断のヒントが得られるのではなかろうか。<sup>8)</sup>

戦後のアメリカ合衆国の保育の動向については、同国の研究者が「非制度（non system）」と表現しているように、保育の公的保障は、貧困層に限定され、一般には富利的保育サービスを利用する以外に無い、という状況にあるという。<sup>9)</sup>

戦後期までの段階では、少なくともわが国よりは、進んだ保育水準（システムと内容において）を達成していたと思われるこの国において、なぜその後の推移がそのようなものであったのか、という点も興味深い。

そして、全国統一の全階層を対象とする保育所制度を持つわが国において、近年米国の悪しきモデルに習う制度的後退が進んでいることは、由々しき事態である。本研究は、わが国このような今日的課題の検討にも資するものとなろう。

## II E.ローズ『母親の仕事：保育の歴史 1890-1960』について

### 1) 本書の概要

本書（原題 A MOTHER'S JOB : The History of Day Care 1890-1960）は、1999年にアメリカにおいて出版(Oxford University Press, New York)された研究書である。著者エリザベス・ローズ(ELIZABETH ROSE)は、カレジでアメリカ史を講ずる研究者であり<sup>10)</sup>、二人の子どもを保育所に預けて働く母親でもある<sup>11)</sup>。

本書は、アメリカ合衆国の保育問題の通史として貴重な著作であり、その問題意識と研究方法には、わが国の保育史研究にとっても、学ぶところが多い。

全体の構成は以下の通りである。

#### 序論 (Introduction)

#### 第一部 保育の成立 (Establishing Day Care)、1890-1930

1. 「里母」：保育所の創始 (Foster Mothers : Creating Day Nurseries)
2. 保育所の利用 (Using Day Nurseries)
3. 母親代わり：福祉としての保育 (Deserving Mothers : Day Care as Welfare)
4. 教育としての保育：保育学校の出現 (Day Care as Education : The Emergence of the Nursery School)

#### 第二部 保育の転換 (Transforming Day Care)、1930-1960

5. 保育と恐慌 (Day Care and Depression)

6. 母親の労働についての闘い：第二次大戦中の保育 (Battling for Mothers' Labor : Day Care During World War II)
  7. 慈善から正当な要求へ：戦後期 (From Charity to Legitimate Need : The Postwar Years)
- 結論 (Conclusion)

## 2) 問題意識と目的

序論の冒頭で、今日のアメリカ社会一般における保育についての認識を示すものとして、1994年のミシガン州における親権裁判「ベビー・マランダ事件 (the "Baby Maranda" case)」がとりあげられる。

これは、ミシガン大学の学生である10代のシングルマザーが、大学の保育所に2歳の子どもマランダを預けて学業を続けようとしたところ、子どもの父親側から保育所に預けることに反対し、父親の母親（子どもの祖母）が養育することを理由に、親権を要求する訴えがなされたという事件である。一審は、父親側の主張を認め、父親の方に親権を裁定した。

すなわち、判決文でキャシェン判事は、マランダが母親との強い絆を持っているとしても、また保育の条件が良いものだとしても、母親のもとにとどまるということは「本質的には、大部分の時間を他人（strangers）に育てられ監護される」ことを意味する、とした。一方、父親のもとにいれば、「専業主婦で、子育てに専心（devote her entire time to raising the child）できる祖母によって育ててもらうことができる」p.3と。

キャシェン判決は、保育所の保育（day care）が子どもにとって生得的に悪いものであり、それに頼る母親は育児放棄であるという考え方が、根強い力を持っていることを示した。

とはいっても、この判決に対して、世論は異を唱えた。結局、控訴審においても、州最高裁においても、保育所に預けることが親権を否定する根拠とはならない、という判断で、キャシェン判決は不適切とされ、この事件は地方裁判所に差し戻された。

「ベビー・マランダ事件」は、保育と母性（motherhood）についてのアメリカ国民の矛盾した感情をさらけ出したゆえに、全国的注目を集めた。

多くのアメリカ人は、それへの反証があるにもかかわらず、身内が育てることは、"他人" が育てるに比べて、生得的に優る（care by relatives is inherently superior to care by "stranger"）という、キャシェンの考えに賛同する。そして、多くの働く親－特に母親－は、本当は外に働きに行くよりも、家で子どもと共にいるべきである、と感じている。

一方、この伝統的考え方に対する反対意見は、母親の仕事は、子どもを物質的に養うことである（a mother's job is to provide materially for her children）、という考え方も同時に存在する。キャシェン判決には、マランダの母親が大学へ通うことが、良き母親

であることを不可能にするという見解が示されているが、別の人々は、彼女が学業を続けることが、母親としての責任の一部（part of her maternal responsibility）であるとみる。

例えば、ある新聞の投書に、マランダの母親の生き方に共感し、「この若い女性は、子どものための輝かしい未来を確実にするすべてのことを為しているように見えます」という投書が掲載された。投書に対し、記者も「ミズ・アイルランド（マランダの母親）は、学業を続け、よりよい生活のために稼ぎ、よりよい人生を築くための力を身につけるならば、より有能な母親になるであろう」とコメントしている。

さらに、保育は、「親にとっての利益だけではなく、子どもにとっても利益になる教育的経験（an educational experience）である」と主張する人々もある。ごく幼い子どもの認知発達についての最近の発見は、良質の保育が子どもの発達に資するという認識をもたらした。それは、子どもにとって、家庭にいることが常により快適であるという、頑固な信念に反するものである。

著者ローズは「なぜ、保育と母親の労働について、このような矛盾した態度があるのだろう？」と問い合わせている。

保育の歴史についての十分な考察が、今日の到達点と、未来に何を選択すべきかについての理解を助ける。一般に、保育は純粹に今日的な問題だと考えられているが、実は、これはわが国（アメリカ合衆国）における長い歴史をもっている。歴史というものは、深い意味で、今日の態度と実践を形成するものなのである p.5。

現代アメリカにおける、保育と母性、母親の労働についての、問題の背景を明らかにし、今後の方向を見出すために、アメリカにおける保育の歴史を考察する必要があるというのである。

### 3) 研究方法

ローズは、研究方法について述べるに当たり、先行研究について次のように指摘している。

すなわち、ごく最近まで、保育は学者たちからはほとんど無視されてきた。従来の保育史の多くは、現代の政策論の検討のための背景として歴史を扱っている。したがって、これらは、これまでの保育の発達の微妙さと複雑さを十分に理解するためにはほとんど役に立たない。

また、歴史学と社会学の研究者による最近の研究は、保育により多くの注意を払っているが、その焦点は、母親たちよりもむしろ、全国段階で、博愛家、教育家、政治家に当てられている。したがって、保育が特有の背景の中でいかに形成されたか、そして普通の人々の日常生活において、それがいかなる役割を果たしたか、について理解を深めることはできない、と。

これらの先行研究に対し、本書は、フィラデルフィア（Philadelphia）<sup>12)</sup>というひとつつの都市における保育の歴史を実証的に明らかにし、それを全国的議論と結びつけて検討するという方法を採用して成果を挙げている。

フィラデルフィアを対象とした理由として、次の点が挙げられている。

第一に、この都市が博愛事業の長い歴史により、保育所運動（the day care movement）の主要な中心のひとつであったこと。

第二に、地方公文書館（local archives）が、多くの多様な文書記録（written record）を保管していること。

第三に、この市における保育の歴史は、他の大都市の経験を代表するものであると思われること（但し、「典型」と明言するためには更なる研究が必要であるが）。

第四に、この市は20世紀初頭のヨーロッパからの移民、他地域からのアフリカ系アメリカ人の移住の重要な地点であった。この市に焦点を当てるにより、民族と人種分類が、いかに労働階級の家庭生活と保育の供給をくみたててきたかを見ることができる。

著者は、「社会福祉プログラムを利用した人々の経験、視点、そして "声" を統合すること無くしては、社会福祉プログラムと政策の複雑さを理解することはできない」p.7 という信念を持ち、それが本書におけるアプローチの特徴であるとしている。

そして保育の利用者の経験を浮き彫りにするために、本書は基本資料（年次報告、議会の議事録、刊行物、通信）に加えて、1000以上のケース記録を引用している。これらは、フィラデルフィアの12箇所の保育所、行政機関、その他の保育にかかわる社会福祉機関により作成されたものである。

こうしたケース記録により、普通の労働階級および貧困家庭の認識と決定が、保育プログラムの政策と実践の形成において重要な役割を果たしたことが明らかになった。かくして著者は、福祉施設とそのクライエントとの相互作用を研究し、エリートが貧困者に対して社会的コントロールを行う道具としての福祉機関の単純な分析を、見直すことができたという。

### III アメリカ合衆国における保育問題の歴史

本書は、アメリカ合衆国の保育問題の歴史を、フィラデルフィアにおける膨大なケース記録の分析を進めることにより、描き出している。それは、「保育」が、貧しいシングルマザーのための慈善（a charity for poor single mother）から、「普通の」家族の社会的に正当なニード（a socially legitimate need of "normal" families）へ、さらに国家の政治的責任（a potential responsibility of the state）へと、漸進的に変化した過程であった。p.5.

本文は先に示した目次のように展開されているが、目下訳読中であり、詳細な検討は機会を改めて行う。ここではとりあえず、序論の記述に依拠して、ローズが描くア

メリカの保育問題の歴史を概観しておきたい。見出しは、原文には無いが便宜上筆者が加えたものである。

### 1) 1890～1910年代

19世紀末、フィラデルフィアのエリート女性たちは、賃労働者である母親の子どものために保育所 (day nurseries) を始めた。このとき、彼女らの目的は、子どもたちを街頭から遠ざけ、母親が家族とともにいられるようにすることであった。

しかし、この博愛主義改革者たち (philanthropic reformers) は、保育所を、経済的貧困のために働くかなければならない女性たちへの慈善 (a charity for women who were driven into the labor force by economic desperation) と定義付けた。これにより、彼女らは、保育所にスティグマ(恥辱の烙印)を貼り付け、それは今日なお引きずられている。

母親が稼ぎ手(breadwinner)となることを励ますことについての、保育所のリーダーたちの深いアンビバレンスは、施設の意味を狭く捉え、保育所の擁護と拡大を避ける方向に導いた。

対照的に、保育所を利用した労働者階級の貧しい母親たち (the working-class and poor mothers) は、保育所の必要について、より広い見解をもっていた。彼女らは、賃労働は、母親としての責任を放棄するものではなく、それを拡張するものであると見ていた。これらの母親たちは、慈善的保育所 (the charitable day nurseries) を敬遠し、可能な場合は、子どものために別の方策を準備した。p.5.

### 2) 1910～1920年代

1910～20年代、母親の労働に否定的な専門ソーシャルワーカーに、保育所は批判され、軽視された。

しかし、同じ時期、保育学校 (nursery school) という新しい施設が、保育の新しい定義を持って出現した。貧しい母親の職業よりもむしろ、子どもへの豊富な教育に焦点をあてた保育学校は、保育所を汚した慈善のスティグマを回避した。保育学校は、集団保育 (group care) が子どもにとって教育的で、有益でありうることを主張して、母親が育てることが常に最善である、という見解に挑戦し、結局、保育一般に対する態度の変化を助けた。p. 5 .

### 3) 大恐慌期 1930年代

慈善的保育所のモデルへのさらなる挑戦は、経済恐慌と戦争の危機から生まれた。

1930年代の大恐慌は、男は稼ぎ女は世話をするという規範の安定性を揺るがし、女性の有給の労働と無給の労働との間のバランスの問題を呼び起こした。妻たちが家計のために働く間、私的保育所は、保育所に消極的であったミッションの初期の見解を投げ捨て、その範囲を拡大した。同じ時期に、連邦政府は、全国の公的保育学校を支援

し、子どもにとって集団保育は良いという考えを広げることとなった。p.5-6.

#### 4) 第二次世界大戦期

第二次世界大戦中、男たちは戦争に行き、女たちは銃後の労働に力を貸すことを連邦政府から要求された。そのため、家族内の伝統的な労働の分担についての更なる問題が引き起こされた。

児童福祉の代弁者と、防衛産業の代表者との間で、だれが母親の労働に対して、より強い要求を持っているかをめぐる闘争があり、それによりつぎはぎの、混乱した政策が生み出された。

この議論が進められている間、フィラデルフィアの女性たちは、母親の雇用についてのより大きな合法性を獲得し、自分たちの賃労働は家族のためになり、また保育所は子どものためになる、という確信を表明するようになった。フィラデルフィアでは、戦争中、既婚女性、専門職の夫婦、そして、どうしても働くなくてはならないというわけではない女性が、次第に子どものために保育所を利用するようになった。

同時に、戦争中、連邦政府はフィラデルフィアの学校に、さらに合法的な保育として、公費で保育センターを創立した。これらのセンターは、保育を、富者の慈善行為により貧困者に与えられる慈善ではなく、親が支払う公的サービス (a public service for which parents paid) と規定した。p. 6.

#### 5) 戦後期

戦争が終わると、この保育センターの存続が危うくなった。フィラデルフィアの母親たちは、街頭デモと、議会におけるロビーキャンペーンを行い、その結果、1950年代中は、市政府に、センターへの公費補助を続けさせることができた。

これらのデモンストレーションと交渉の中で、母親たちは権利についての新しい感覚を表明し、自分たちは、公的に保育を提供される「権利」を持っている (a right to publicly provided day care) ことを主張した。

保育を申し込んだ母親は、公私にかかわらず、自分の賃労働が家族の生活の質を向上させる合法的方法であり、保育は子どもにも有益である、という新しい考え方を示した。

戦後、女性に対して、母親専業 (full-time motherhood) に戻れ、という呼び声があった。しかし、それにもかかわらず、戦後期、女性の労働と保育についての考え方の変化はこのように、勢いを得たのである。1950年代までに、保育についての新しい解釈が出現し、貧しいシングルマザーのための慈善としての保育、という旧い見方に挑戦した。しかし、それに取って代わることは無かった。このような、保育と母性についての対立的見解の遺産が1990年代の保育ジレンマ (the day care dilemmas) を生み出すことに手を貸したのである。p. 6.

## 6) 保育の歴史の今日的意義

保育は複雑な歴史を持っている。保育は、子どものニーズ、有給と無給の仕事の価値、母親、父親、そして政府の責任といった問題がからみあって、多くの、様々な目的と意味を持たされてきた。

保育の歴史は、保育が、けっして社会病理への万能薬（a panacea for social ills）ではないことを示している。保育の擁護者たちのある者は、養育女性の経済的自立を求めてきたし、別の人々は雇い主や国家の利益を目的として、福祉受給者を減らすことを目的とし、そして家庭外で働くことを女性に強いてきた。

このように、保育は常に女性と子どもの利益を目的としてきたわけではない。「しかしながら」と、著者ローズは次のように述べている。

しかしながら、保育は女性と子どものために役に立つことができる。そして、保育は子育てという仕事を評価し、人々が、子育てを生活の中の他の側面と結びつける方法の選択肢を与える。p. 9.

そして、序論の最後は、保育がアメリカの家族の生活においていっそう中心的なものとなるゆえに、子育てについての賢明な決断のために、保育の歴史を理解することはわれわれにとって一層重要なこととなるであろう、またおそらく、アメリカにおける保育の歴史をより深く知ることにより、今日、子育ての価値を評価し、そして子育てを分担する道の探究（ways of valuing and sharing the work of raising children）に資することとなろう、と結ばれる。p. 9.

## おわりに

ローズの著作について、注目すべき第一は、研究への視点である。保育の今日的問題の解決の展望を見出すために、保育の歴史研究を行うというローズの立場は、筆者(松本)のそれと一致しており、彼の国に友を得た思いである。また、徹底的に利用者の立場に立って、利用者の生活実態と心情、言動を対象として分析を進めていることも注目したい。

第二に、その研究方法に学びたい。

本書では、フィラデルフィア市の公文書館に所蔵されているケース記録を史料としている。しかし、戦前期のわが国には、保育所利用における専門ソーシャルワーカーの介在といったものは無かった。したがって、これに匹敵する公文書はあまり期待できない。利用者の状況については、個別施設に保存されているものが中心となるであろうが、できる限り、利用者についての信頼できる史料の発掘に努めたい。（筆者のこれまでの保育史研究は、主として東京を対象としている。その一環としてかつて東京都公文書館所蔵資料の調査も実施した。その折は、フィラデルフィアにおけるよう

な史料を見出すことができなかつたが、再調査の必要がある。)

第三に、こうした研究によって描き出されたアメリカ合衆国の保育(保育問題)の歴史をどうとらえるか。

本稿で述べた概観で見る限り、アメリカにおける保育問題の展開は、わが国におけるそれと基本的な構造を同じくしている。すなわち、アメリカにおいても、わが国においても、女性労働の拡大と家族の変化を背景に、保育の実施が拡大し、また、保育は貧困対策から一般市民の利用施設へと変化してきた。これらについて、今後さらに詳細な検討をすすめていきたい。

筆者にとって、特に、戦時期と戦後期についての、両国の状況の比較検討が当面の課題である。さらに、慈善段階における実施主体のあり方、大恐慌期の家族の変化の状況についての両国の差異についても関心を持っており、これらについても検討をすすめたい。

註1) 松本園子「二葉幼稚園覚書／貧民幼稚園の実践とその周辺」『精神薄弱問題史研究紀要』15号, 1974, p.57-82. 同「戦時体制下の保育問題と保育政策」『保育政策研究』2号, 1981, p. 168-199. 同「戦後改革期における保育所つくり運動」『淑徳短期大学研究紀要』30,31号, 1991, p.103-134, 1992, p.167-186. 同「戦前期の社会事業的幼稚園」『淑徳短期大学研究紀要』35号, 1996, p.39-53. 同『昭和戦中期の保育問題研究会』新読書社, 2003他

- 2) 児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成』上巻 ドメス出版, 1978, p.599, 602.
- 3) 改正経過の詳細は、『児童福祉法成立資料集成』下巻 ドメス出版, 1979。また、「保育に欠ける」の解釈がその後さらに縮小化された経過について、鷺谷善教『私たちの保育政策』文化書房博文社, 1966、で批判的な検討がなされている。
- 4) 児童福祉法における保育所規定については、寺脇隆夫「児童福祉法成立過程における保育所規定の検討」『保育の研究』15号, 1997, p.16-46. に詳しい。ここでは、児童福祉法成立時に保育所が救貧施設として位置づけられた、という近年見られる理解は事実誤認であり、実は、保育への権利を明確に規定した積極的なものであったことが、多くの史料により論証されている。
- 5) 1940,41年度に実施された「本邦保育施設調査」、それに基づく [戦時保育施設標準] の提案などがそれである（前掲『昭和戦中期の保育問題研究会』二部二章六、七節を参照されたい）。
- 6) 前掲の拙稿「戦後改革期の保育所つくり運動」で、これらについて検討している。
- 7) 占領軍の社会福祉制度整備・改革への関与については、前掲『児童福祉法成立資料集成』上下、社会福祉研究所『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所, 1978、村上貴美子『占領期の福祉政策』勁草書房, 1987、寺脇隆夫編『続・児童福祉法成立資料集成』ドメス出版, 1996、Toshio Tatara『占領期の福祉改革』筒井書房, 1997、菅沼隆解説・訳『GHQ日本占領史23／社会福祉』日本図書センター, 1998など。これらによって、児童福祉分野では養護、非行児童対策については、占領軍の関与

- があったことがうかがえるが、保育所制度成立についての直接的関与を示す資料は無い。
- 8) アメリカ合衆国における戦中・戦後期の保育については、本稿で取り上げるE.ローズの著作のpart IIで、フィラデルフィアを例とした詳細な検討が行われている。ほかに、William M. Tuttle,Jr. "Rosie the Riveter and her Latchkey Children: What Americans Can Learn about Child Day Care from the Second World War" (リベット工ロージーと彼女のかぎっ子たち／アメリカ国民は保育について、第二次世界大戦から、何を学ぶことができるか) Child Welfare Vol.LXXIV,1995, p.92-114. においても、アメリカ合衆国における戦時の女性労働と保育施策について、興味深い状況が述べられている。
- 9) 庄司洋子「アメリカ合衆国の保育事情と保育制度改革の動向（上）」『保育政策研究』創刊号,1980,p.218.
- 10) エリザベス・ローズは、コネチカット州ハートフォードのトリニティ・カレジにおけるAmerican Studies and History 担当の客員助教授 (visiting assistant professor) である。また、Trinity's Hartford Studies Projectのコーディネーターであり、乳幼児の問題とともに、公共史 (public history) についての研究コンサルタントでもある。
- 11) 本書冒頭の謝辞に、本書のもとになった研究の、半ばと終わりごろに生まれた二人の子どもによって、研究への情熱が高められ、課題への理解が助けられたとある。また、保育の歴史を研究したことにより、わが子の保育を助けてくれた人々への恩義に気づいたとして、子どもが通った保育センターの保育者たちの名前をあげて感謝をささげている。
- 12) フィラデルフィアは、アメリカ合衆国ペンシルヴァニア州南東部にある港湾都市。合衆国第五位の大都市である。植民地の独立達成に重要な役割を果たし、1776年には独立宣言の署名がここで行われた。1790年から1800年まで、合衆国の首都。